

## 医療機器業公正競争規約違反事案について

2021年6月22日  
医療機器業公正取引協議会

医療機器業公正取引協議会は、「医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（以下「規約」という。）に違反する行為を行っていた会員事業者に対し、本日、規約第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり、嚴重警告を行いました。

### 記

#### 1 規約違反事業者

日本光電工業株式会社

代表取締役社長執行役員 荻野 博一

#### 2 規約違反行為の概要

日本光電工業株式会社（以下「日本光電」という。）は、2019年8月30日、取引先の国立大学法人三重大学医学部附属病院臨床麻酔部が使用する生体情報モニタ等の医療機器について、日本光電製品が納入されるよう有利便な取り計らいを受ける見返りとして、同臨床麻酔部の部長であった元教授の求めに応じて元教授の設立した団体に対して販売業者（ディーラー）を介して現金200万円を供与した。

なお、2019年1月、国立大学法人三重大学が実施した同医学部附属病院臨床麻酔部が使用する医療機器の一般競争入札において、日本光電の取引先販売業者（ディーラー）が、日本光電製品である生体情報モニタ2台、統合型ゲートウェイサーバー1台を落札し、2019年3月末に納入されている。

問い合わせ先	医療機器業公正取引協議会
	電話 03-5846-9663
ホームページ	<a href="https://www.jftc-mdi.jp">https://www.jftc-mdi.jp</a>

3 本件に対する当協議会の判断

日本光電の前記2の行為は、医療機器の取引を不当に誘引する手段としての医療担当者に対する金銭提供であると認められることから、本件行為は規約第4条第1号の不当な景品類の提供に該当し、規約第3条の規定に違反すると判断される。

4 規約の適用条項

本件行為は規約第4条第1号に該当し、規約第3条の規定に違反する。

5 本件に対する当協議会の措置

よって、当協議会は規約第10条第1項の規定に基づき、日本光電に対して、今後同様の行為を再び行わないよう「嚴重警告」の措置を採った。

6 再発防止策

日本光電が採る再発防止の是正措置を当協議会に報告するとともに今後、同様の行為を行わない旨の誓約書及び1年後の再発防止策の改善状況報告書の提出を求めている。

以上